

ボランティア活動推進校助成金交付要項

書類②

1. 目的

ボランティア活動推進校助成金は、「ボランティア活動推進校指定事業実施要項」に基づき、南城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がボランティア活動推進校として指定した学校（以下「指定校」という。）に対し、予算の範囲内において、3に定める額を交付するものとし、その交付に関しては、この要項に定めるところによる。

2. 助成対象

助成金の交付対象となる経費は、指定校が行うボランティア活動推進校指定事業に要する次の経費とする。

- (1) 講師謝礼金、会場使用料、交通費、教材費、印刷、製本費、車両燃料費、消耗品費、食料費、研修会参加費等
- (2) その他学校長が必要と認めるもの

3. 助成金交付額

この助成金の交付額は、次のコースにより選択された額とする。

- ① 3万円コース
- ② 5万円コース

4. 助成金の交付条件

この助成金は、次の事項を条件として交付する。

- (1) 指定校は、事業に係る収入支出について、領収書（領収書のとれない支出については、学校長の支払証明）等証拠書類を整備し、指定終了まで保管しておかなければならない
- (2) 指定校は、やむを得ない事由により活動が困難になった場合においては、速やかに本会会長へ報告し、その指示を受けなければならない

5. 助成金の申請手続

この助成金の交付の申請は、助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長に提出して行うものとする。

6. 助成金の交付

本会会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、コース毎に指定校を選定し、その旨を学校長に通知するものとする。

7. 実施報告

この助成金の実施報告は、当該年度の3月中旬までに事業実施報告（様式第2号）を本会会長に提出しなければならない。

8. 雑 則

この要項に規定するもののほか、必要な事項については別に協議するものとする。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。